

ドイツとカナダ，特許審査ハイウェイ試行開始に合意

2010年10月2日

JETRO デュッセルドルフセンター

ドイツ特許商標庁（DPMA）は，9月24日，カナダ知的財産庁（CIPO）と特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行開始に合意した旨，プレスリリースを行った。9月23日に両庁の長官によって合意の署名が行われたものであり，試行期間は10月1日より2年間の予定であるが，延長の可能性もある。

DPMA にとっての PPH 合意は，日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO），韓国知的財産庁（KIPO）に続いて4つ目。

なお，同プレスリリースにおいては，9月21日に開催された DPMA と USPTO との長官会合において，2009年4月27日から2年間の予定で行われている PPH の試行期間を延長するべきとされたことも紹介されている。

— DPMA によるプレスリリースは，以下参照 —

[Pilotprojekt zum Patent Prosecution Highway mit dem Kanadischen Amt für geistiges Eigentum \(CIPO\)](#)

(以上)